

高齢者の季節性のインフルエンザ 予防接種のお知らせ

一部公費負担による高齢者の季節性（新型ではありません）のインフルエンザ予防接種のお知らせです。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスにより感染し、高齢者がインフルエンザにかかった場合、気管支炎や肺炎を併発し、重症化や死亡のおそれもあります。そのため個人の発病・重症化の防止を目的として、予防接種法に基づき、定期的予防接種を行っています。

インフルエンザ予防接種（季節性）は、ご本人が希望する場合にのみ接種を行います。県内の予防接種を行う医療機関であれば、どこでも受けることができます。

◆対象者 接種日当日に次のいずれかに該当される方です。

・65歳以上の方

・60歳以上65歳未満の方で、心臓やじん臓、呼吸器に重い病気のある方

◆接種期間 平成21年10月1日～平成21年12月31日
（医療機関の休みを除く）

◆接種方法 県内実施医療機関での個別接種（接種の1週間前までに直接医療機関に確認のうえ予約してください。）

◆持って行く物 健康保険証又は、後期高齢者医療被保険者証

◆個人負担金 1,200円
（生活保護世帯の方は無料です。）
接種当日医療窓口でお支払ください。

こんにちは。担当の石永です。インフルエンザ予防接種の効果や副反応などについてよく理解した上で、接種を受けてください。



☎ へらし部 健康課
☎ (23)9130

ペットを飼育する ときのマナー

飼い主としての義務

トラブルにならないためには

こんな苦情やトラブルが寄せられます

- ☆適度な運動をさせ発育状況に応じたえさや水を与えましょう。
- ☆放し飼いをしないようにしましょう。
- ☆適切な飼育施設及び衛生管理に努めましょう。
- ☆散歩の時は飼い主が責任をもってふん尿の処理を行いましょ。
- ☆最後まで責任をもって飼いましょ。
- ☆動物による感染症の知識をもつことも重要で、健康管理にも注意しましょう。
- ☆名札や標識などをつけて、動物の所有者を明らかにするように努めましょう。

【犬の登録と狂犬病予防注射】

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。詳しくは環境課にお尋ねください。



担当: 植渡

☎ まちづくり部 環境課
☎ (23)9130

